

令和7年度 第12回 諏訪市農業委員会 議事録

公表用

第12回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

- 1 日 時 令和8年3月25日(水曜日) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員数
- | | |
|------|----------------|
| 農業委員 | 11名(小泉幸善会長 欠席) |
| 会長代理 | 2番 岩波 眞喜雄 |
| 会長代理 | 5番 矢崎 勝美 |
| | 1番 藤森 正一 |
| | 3番 湯澤 広充 |
| | 4番 田中 政文 |
| | 6番 飯田 吉三 |
| | 7番 濱 幸彦 |
| | 8番 宮坂 誠一 |
| | 9番 溝口 喜視 |
| | 10番 五味 恵美子 |
| | 11番 藤森 紀保 |
- 農地利用最適化推進委員 10名
- | | |
|--|-------|
| | 河西 正裕 |
| | 小泉 辰也 |
| | 伊藤 賢次 |
| | 藤森 芳樹 |
| | 金子 善行 |
| | 矢崎 俊実 |
| | 矢澤 博司 |
| | 原 孝志 |
| | 林 隆史 |
| | 小松 弘明 |
- 4 農業委員会事務局
- | | |
|----------|--------|
| 局 長 | 雨宮 寛之 |
| 次 長 | 菊池 卓也 |
| 主 査 | 池田 一真 |
| 主 任 | 荒牧 幸治 |
| 主 任 | 今井 亜祐実 |
| 会計年度任用職員 | 細田 栄一 |
- 5 署名委員
- | | |
|----|-------|
| 4番 | 田中 政文 |
| 5番 | 矢崎 勝美 |
- 6 会議の概要
- 会議の概要については次のとおり
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は
適正に行われている(該当議案なし)

○委員会成立報告	
事務局 雨宮寛之 局長	みなさん、こんにちは。 これより令和7年度第12回諏訪市農業委員会を開会いたします。 本日、欠席の農業委員は小泉会長が欠席となっております。12名中11名出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。 また、本日、農地利用最適化推進委員の欠席はありません。出席委員は10名です。
○議事録署名人の指名	
事務局 雨宮寛之 局長	議事録署名委員を指名いたします。 諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に4番の田中政文委員、5番の矢崎勝美委員を指名します。 それでは以後の進行は矢崎会長代理にお願いします。
○会長代理あいさつ	
矢崎勝美 会長 代理	ご苦労様です。会長は別の会議に出席しておりますので、ご了承をよろしくお願いします。 人事異動が発表されまして期待の手足がもがれるような気持ちもあるわけですが新しく着任される方に期待しながら、私たちとしては楽観できない内外環境の中で粛々と判断をしていきたいと思えます。 本日もご協力をよろしくお願いいたします。 それでは3月の総会をただいまより開催します。 はじめに、議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、No.31上諏訪の件、説明をお願いします。

○議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について	
推進委員 河西正裕 委員	(No.31) 所在は上諏訪、合戦場、〇〇番。地目は畑、現況も畑。面積は〇〇㎡。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さん。理由は申請地が自宅から離れた土地であり、農作業に適した車もなく、耕作が困難なため、近隣に居住し譲受人に譲渡することとした。譲受人は自宅近隣の農地であり購入することとした。 契約内容は売買で〇〇円です。[場所の説明]。譲受人は20年程度の農作業の経験があり、周囲への影響なく農作業が可能と思われれます。 以上、審議のほどよろしくお願いいたします。
矢崎勝美 会長 代理	ただいまの件につきまして、ご意見ご質問はございますか。 現地に駐車場と思われるものがありました。農作業用に使っているということでしょうか。
推進委員 河西正裕 委員	誰かに貸している場所ではないため、農作業用です。
矢崎勝美 会長 代理	それでは採決を採ります。この件について、許可相当としてよろしい方は挙手をお願いします。(全員挙手)本件は許可相当と判断されました。 続きまして2ページ、議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について、No.7 湖南の件、説明をお願いします。

○議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について	
1番 藤森正一 委員	<p>(No.7)</p> <p>所在は湖南、二反田。地番が〇〇番、〇〇番。地目は台帳が畑、現況は既に碎石が入っており駐車場として利用されています。面積は〇〇㎡、〇〇㎡の合計〇〇㎡です。申請目的は貸駐車場で、隣に事業所を構える〇〇さん(法人)に貸し出すためです。〔場所の説明〕。</p> <p>畑全部の申請ではなく、一部分だけ転用する計画です。残った部分は畑のままになります。申請地の隣地も申請者所有の土地ですが、既に転用許可を取得し、〇〇さん(法人)に貸しています。ですので、既存の駐車場をさらに拡幅し貸し出す目的となります。</p> <p>既に碎石が入っており顛末書が添付されています。〇〇さん(法人)が令和6年に規模を拡大したことに伴い、従業員数が増加したため、駐車場が不足した。従来の駐車場では不足するため、貸してほしいと相談があり、確約がされないまま駐車場として利用されてしまった、という経過です。農業委員会への申請が必要なことは承知していましたが、一時的な利用として貸してしまった。安易な行動をしたことお詫びいたしますとの内容の顛末書が添付されております。残地の畑には梅の木が植えられている状況です。</p> <p>以上です。</p>
矢崎勝美 会長 代理	ただいまの件につきまして、ご意見ご質問はございますか。
A 委員	採石を入れたのは〇〇さん(法人)が入れたのですか。
1番 藤森正一 委員	〇〇さん(法人)の経費で入れられています。
矢崎勝美 会長 代理	<p>その他にご意見ご質問はございますか。</p> <p>私も現地を見てきましたが、やってくれましたね、と思われる典型的な形でした。したがって、気持ちから言えば賛成できるものではないと考えます。</p> <p>状況のよく分かった方が後でごめんなさい、と言っている状況です。</p>
B 委員	以前に原状復旧をさせてから転用させるという話を聞いたことがありますが、そういった事例はありますか。
矢崎勝美 会長 代理	事務局より説明をお願いします。
事務局 池田一真 主査	<p>ただいまのご質問にありました通り、制度としては、農地法の許可を得ず農地以外に利用されている場合、違反転用として原状復旧の命令を県の方から出していただき、農地に戻したうえで改めて転用申請を出すという手続きとなります。</p> <p>しかしながら、これまでの他の事例でもございますが、既に現況が農地以外になっている場合に顛末書を添付させたうえで、申請を受けること自体は可能であると県に確認を取っております。</p> <p>農業委員会としての許可相当、不許可相当のご判断については、今回の審議でお願いできればと思います。私からは以上になります。</p>
事務局 雨宮寛之 局長	<p>私が20年ほど前に事務局にいたときにも似た事例がありました。一度だけ碎石を撤去してから申請をさせた事例がございます。その件は、所有者より農地台帳に登載依頼があり、農地としたにも関わらず碎石を入れたことが悪質と判断し、碎石を撤去させた事例になります。</p> <p>今回の申請については、県の原状回復命令もなかなかでないことを踏まえると止むを得ないのかな、と思われます。</p>
矢崎勝美 会長 代理	<p>他にご意見等ございますか。</p> <p>藤森委員としては、悪質ではなくやむを得ないということでよろしいでしょうか。</p>

1番 藤森正一 委員	周辺の土地が宅地化され、農地がない状況を踏まえると、駐車場利用に至る経緯は甚だよろしくないと思いますが、今後の農地利用の見込みが薄い土地であること、顛末書が添付されていることを踏まえ、許可してもよいかと思えます。
矢崎勝美 会長 代理	それでは採決を採ります。この件について、許可してよろしい方は挙手をお願いします。(賛成多数)賛成多数により、本件は許可相当と判断されました。 続きまして3ページ、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、No.45高島の件、説明をお願いします。

○議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

推進委員 小松弘明 委員	(No.45) 所在地は高島三丁目〇〇番。地目は台帳、現況共に畑です。りんご畑で50年以上、りんご畑になっていたところ。[場所の説明]。申請地はL型になっていますが、道路側の1区画は譲渡人の畑として残す計画です。真ん中に位置指定道路を作り、〇区画の宅地造成の計画です。申請地周辺は既に宅地化されておりますがL型擁壁を新規で敷設する計画となっています。 譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇さん(法人)です。売買価格は〇〇円です。事業計画としては土地購入費の他に造成費が〇〇円、諸経費で〇〇円、計〇〇円の計画になっています。[資金調達計画の確認]。 譲渡人は高齢で息子が農業を手伝っていましたが、息子も足を悪くしりんご畑を継続することは困難になったという状況です。りんごの樹も老木になっていることから売買の話が進んだようです。 周辺の農地の状況は南側に畑がありますが、南側のため影響はありません。小和田牧野の同意書が添付されています。申請地は準工業地域となっており、下水道も入り汚水は下水道に接続、雨水は地下浸透による地下浸透。オーバーフロー分は水路に放流する計画でこちらも小和田牧野の同意を得ております。 以上です。
矢崎勝美 会長 代理	ただいまの件につきまして、ご意見ご質問はございますか。 建物を壊したような跡がありました。作業小屋かなにかあったのでしょうか。
推進委員 小松弘明 委員	りんごを消毒などの機材が入っていた倉庫がありました。
矢崎勝美 会長 代理	それでは採決を採ります。この件について、許可してよろしい方は挙手をお願いします。(全員賛成)本件は許可相当と判断されました。 続きまして4ページ、農地法第5条の規定による許可申請について、No.46中洲の件、私の方から説明させていただきます。
矢崎勝美 会長 代理	(No.46) 所在は大字中洲、字前田、〇〇番、〇〇番。地目は台帳、現況共に田になります。面積は〇〇㎡、〇〇㎡の計〇〇㎡です。[場所の説明]。周辺は宅地の田が混在しているところです。 貸付人は〇〇さん、〇〇さんのご夫婦です。借受人は〇〇さんで、貸付人の子です。借受人は現在、同じ区の少し離れたところに住んでいますが、両親も高齢になり、なるべく近くに住みたいということで申請地に使用貸借により家を建てる運びとなりました。 申請地東側には水路があり、区への確約書を提出し、水路改修が行われる予定です。暗渠排水が入っておりますが、既に関係者と調整済みです。 [資金調達計画の確認]。2階建て1棟を建てる計画です。 説明は以上になりますが、ご意見ご質問はございますか。(質疑等無し) それでは採決を採ります。この件について、許可してよろしい方は挙手をお願いします。(全員賛成)本件は許可相当と判断されました。

	続きまして5ページ、議案第35号 非農地証明の発行について、事務局より説明をお願いします。
--	---

○議案第35号 非農地証明の発行について	
事務局 池田一真 主査	<p>議案集 5 ページ 非農地証明の発行について ご説明いたします。所在は大字湖南字テツニクボ、〇〇番。地目は台帳が畑、現況が山林です。面積は〇〇㎡です。〔場所の説明〕。周辺には農振農用地がありますが、本申請地は農用地ではありませんでした。</p> <p>申請人は〇〇さんで元々〇〇に住んでいましたが、現在は〇〇に居住しています。</p> <p>申請の経緯ですが、申請地のさらに山側に山林を所有する〇〇さんから〇〇さんに対し、自身の山林への作業道を作るために申請地を購入したいとの話になったようです。当初は3条による申請を予定されていましたが、状況を確認し、現況が山林であることから事務局より非農地証明の対応を案内させていただきました。なお、5条申請により山林としての申請も検討しましたが購入予定の〇〇さんが該当地で山林事業をする予定がないことから5条申請は不相当と判断しました。</p> <p>山林化の経緯ですが、申請人の先代が養蚕を営み桑畑として利用していたが、廃業となり先代が〇〇から転出する昭和40年代までに植林したと思われる、申請人は昭和34年に〇〇から転出しており、相続したものの該当地の場所、状況も把握しておらず、申請人は〇〇さんから土地の購入の相談により該当地を認知したため、植林の詳細も把握できていなかったとの経緯です。</p> <p>令和8年2月27日に湖南地区の藤森委員、田中委員、金子委員、3名での利用状況調査をお願いし、現地は山林であり、非農地ということで現地確認をいただいております。</p> <p>現地の状況は裏面に白黒の写真を添付しておりますが、一定の間隔で樹が生えており、樹には太い蔓が巻き付き、管理されていない状況でした。樹種はヒノキで、直径おおよそ15cm~35cmほどです。管理されておらず、日当たりもあまりよくない状況の為、生育に差が生じているものと思われます。樹の本数はおおよそ50本ほどでした。</p> <p>上記の内容の為、非農地証明を発行したいと考えておりますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
矢崎勝美 会長代理	現地確認をいただいた委員の方から何か説明等ございますか。(特になし)
C 委員	聞き逃していたらすみません。購入予定の方は購入後のどのように使用されるのですか。
事務局 池田一真 主査	購入予定者はさらに山側に山林を所有しており、自身への土地への作業道を作る予定となっております。
矢崎勝美 会長代理	<p>その他にご意見ご質問等ございますか。(質疑等無し)</p> <p>それでは採決を採ります。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成)本件は発行可と可決されました。</p> <p>議事が終わりました協議に移ります。協議第6号 営農型太陽光発電事業による地域計画の達成への支障の有無について、事務局より説明をお願いします。</p>

○協議6号 営農型太陽光発電事業による地域計画の達成への支障の有無について	
事務局 池田一真 主査	議案集7ページ 営農型太陽光発電による地域計画達成への支障の有無について ご説明いたします。地域計画の制度化に伴い、令和6年4月に営農

	<p>型太陽光の取扱いに関する国のガイドラインが改正され、地域計画内の農地で営農型太陽光の申請を行う場合には、事前に関係者で地域計画の達成に支障になるか協議が必要となりました。また、既に営農型太陽光が行われているものでも再申請時に協議が必要と国の通知より指示が出ております。</p> <p>本件は、令和8年5月の再申請に向けて、地域計画を所管する農林課より意見の照会を受けたため、回答について協議をお願いするものです。なお、協議は農業委員会の他に土地改良区とJAに対し照会されています。</p> <p>既に委員の皆様には承知いただいているかと思いますが、協議の対象地は議案集に記載のとおりです。本件は既に営農型太陽光の事業が実施されており、支障となるとされた場合、5月の一時転用の申請要件を満たせず、営農型太陽光の継続ができなくなります。現事業者への影響が生じるため、具体的な集約・集積の予定がない場合、支障ありとすることは難しいかと考えておりますが、委員の皆様には支障の有無についてご意見をお願いできればと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
矢崎勝美 会長代理	<p>ただいま説明いただいた案件について、ご意見ご質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>これは毎年協議が必要になりますか。</p>
事務局 池田一真 主査	<p>本来、地域計画内で営農型太陽光をやりたいという話しが出た時点で、協議をし、支障がないという合意の下で営農型太陽光の転用申請等の手続きが進んでいくこととなりますが、既に営農型太陽光が行われている場合でも、最初の更新の際に協議をしてください、という指示により今回の照会となっております。</p>
矢崎勝美 会長代理	<p>その他にご意見ご質問等ございますか。(質疑等無し)</p> <p>意見を求められた本件について、支障なしとしてよろしいという方は挙手をお願いします。(全員挙手)本件は支障なしとの判断になりました。</p> <p>続きまして、協議第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。</p>

○協議第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について

事務局 荒牧幸治 主任	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について、同法律の第19条第3項の規定により農業委員会に意見を求めるものになります。</p> <p>該当地は豊田鯉ノ目〇〇番、他2筆になりまして、[場所の説明]。利用権を設定する地主は〇〇さん、利用権の設定を受ける借受者は〇〇さん(法人)になります。内容は水稻で期間は令和8年5月1日から令和13年12月31日の5年間になります。</p> <p>以上、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。</p>
矢崎勝美 会長代理	<p>ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございますか。(質疑等無し)</p> <p>意見を求められた本件について、問題なしとしてよろしいという方は挙手をお願いします。(全員挙手)本件は問題なしとの判断になりました。</p> <p>続きまして、報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局より説明をお願いします。</p>

○報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可について

事務局 荒牧幸治 主任	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律による第18条第7項の規定により認可を行ったため、通知をするものになります。</p> <p>対象地は基盤整備事業の対象地となっており、No.1からNo.28までが豊田の第一工区、No.29、30が豊田の第2工区となりますのでご確認をお願いします。</p>
----------------	---

	<p>す。添付している地図ですが、作成の時期が違うものを添付してしまった関係で、第一工区のもの着色されておりますがご容赦ください。</p> <p>繰り返になりますが、基盤整備事業を行っているものでありまして、今回は地主から中間管理機構に土地を貸出す集積という手続きになります。今回、集積をした土地は随時配分ということで、中間管理機構から担い手へ配分する、という手続きが必要となってきますのでご承知おきください。</p> <p>以上、報告になります。</p>
<p>矢崎勝美 会長 代理</p>	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございますか。(質疑等無し)</p> <p>では、委員会としては報告に対し了承しました。</p> <p>以上で、議事、協議、報告の全てが終了しました。</p>